

負 荷 率 別 契 約

(選 択 供 給 条 件)

2025年4月1日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

負 荷 率 別 契 約 目 次

1	適 用 範 囲	1
2	選 択 供 給 条 件 の 変 更	1
3	契 約 期 間	2
4	契 約 電 力	2
5	算 定 対 象 基 準 電 力	3
6	季 節 区 分	3
7	料 金	3
8	契 約 超 過 金	4
9	そ の 他	5
附 則		6
別 表		10

1 適用範囲

この選択供給条件は、標準供給条件の業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも適合するお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 高圧で電気の供給を受ける需要であること。
- (2) この選択供給条件実施の際現に変更前の選択供給条件の負荷率別契約の適用を受けていること。

2 選択供給条件の変更

- (1) 当社は、契約期間中であっても、次の場合には、この選択供給条件を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の選択供給条件によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) (1)の場合、当社は、選択供給条件の変更内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせ

することがあります。

- (3) お客様は、(1)に定めるこの選択供給条件の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの選択供給条件による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契 約 期 間

- (1) 契約期間は、料金適用開始の日（需給契約の変更にかかる料金適用開始の日を含みます。）以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了の日の1か月前までにお客様または当社から異議の申し出がない場合は、お客様の契約期間を契約期間満了の日の翌日から1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客様にお知らせいたします。

なお、変更とされないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。

- (3) お客様の需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
- (4) 契約期間満了に先だって、原則として標準供給条件またはこの選択供給条件以外の選択供給条件に需給契約を変更することはできません。

4 契 約 電 力

契約電力は、標準供給条件の業務用電力または産業用電力に準じて定めます。

5 算定対象基準電力

算定対象基準電力は，4（契約電力）によって定めた値といたします。ただし，標準供給条件の自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の算定対象基準電力は，4（契約電力）で定める契約電力に標準供給条件17（自家発補給電力）(1)口または(2)口によって定めた契約電力を加えたものといたします。

6 季節区分

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

7 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および標準供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(2)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により，燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により，市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める負荷率別契約料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（9〔その他〕(2)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合および標準供給条件23（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニにより日割りとなる場合の料金適用上の電力量区分については、別表（料金適用上の電力量区分）のとおりといたします。

(2) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の業務用電力または産業用電力に準ずるものといたします。

8 契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの3倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。

また、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

9 そ の 他

- (1) お客さまが希望される場合は、標準供給条件の業務用電力または産業用電力に準じ、標準供給条件の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、標準供給条件の予備電力に定めるものといたします。

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

- (2) 5（算定対象基準電力）で定める算定対象基準電力に変更があった場合は、標準供給条件23（料金の算定）(1)ロの契約電力の変更に準ずるものといたします。
- (3) この選択供給条件に定めのない事項については、標準供給条件を準用するものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択供給条件は、2025年4月1日から実施いたします。

2 蓄熱調整契約をあわせて契約される場合の特別措置

(1) 適 用 範 囲

蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、当社との協議が整った場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 時 間 帯 区 分

イ 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、7（料金）によって算定された金額から(4)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものとしていたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(4) 蓄 熱 割 引 額

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その1月の蓄熱電力量} \times \left[\begin{array}{l} \text{(5)の夏季またはその他季} \\ \text{の電力量料金単価} - \text{(6)の蓄熱単価} \end{array} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、(5)の夏季の電力量料金単価を、その他季の蓄熱電力量には、(5)のその他季の電力量料金単価をそれぞれ適

用いたします。

(5) 電力量料金単価

電力量料金単価は、その1月の使用電力量（蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を含みます。）について、7（料金）(1)により算定された電力量料金をその1月の使用電力量で除してえた値といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、電力量料金単価は、夏季およびその他季ごとにそれぞれ算定いたします。

また、電力量料金単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 蓄熱単価

蓄熱単価は、別に定める負荷率別契約料金表のとおりといたします。

(7) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合は、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。ただし、蓄熱調整契約附則4（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いに関する特別措置）(2)ハの割引単価については、別に定める負荷率別契約料金表のとおりといたします。

(8) その他の事項については、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

3 この選択供給条件の実施にともなう切替措置

この選択供給条件実施の際現に変更前の選択供給条件の負荷率別契約の適用を受けているお客さまについて、2025年4月1日実施の料金表に定める基本料金および電力量料金の料金率ならびに燃料費調整および市場価格調整の取扱いは、2025年4月1日以降に3（契約期間）(2)により延伸された契約期間または標準供給条件40（需給契約の変更）により新たに定める契約期間の始期（契約期間の始期が検針日〔記録型等計量器により計量す

る場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、計量日といたします。以下「検針日等」といいます。〕と異なる場合は直後の検針日等といたします。) から適用するものとし、それまでの間、次のとおり取り扱うものといたします。

(1) この選択供給条件実施の日の前日を含む変更前の選択供給条件3（契約期間）(2)による契約期間の満了の日が2025年3月31日から2025年4月29日までに含まれるお客さま

イ 基本料金および電力量料金の料金率は、2024年4月1日実施の負荷率別契約料金表に定めるA表を適用いたします。

ロ 燃料費調整の取扱いは、標準供給条件において別に定める2023年10月1日実施の料金表【燃料費調整】によるものとし、市場価格調整額の差引きまたは加算は行なわないものといたします。

(2) 2025年3月の検針日等の翌日から2025年3月31日までに変更前の選択供給条件3（契約期間）(2)により契約期間を延伸されたお客さま

イ 2025年4月の検針日等の前日までの間

(イ) 基本料金および電力量料金の料金率は、2024年4月1日実施の負荷率別契約料金表に定めるA表を適用いたします。

(ロ) 燃料費調整の取扱いは、標準供給条件において別に定める2023年10月1日実施の料金表【燃料費調整】によるものとし、市場価格調整額の差引きまたは加算は行なわないものといたします。

ロ 2025年4月の検針日等以降

(イ) 基本料金および電力量料金の料金率は、2024年4月1日実施の負荷率別契約料金表に定めるB表を適用いたします。

(ロ) 燃料費調整および市場価格調整の取扱いは、標準供給条件において別に定める2024年4月1日実施の料金表【燃料費調整】および【市場価格調整】によるものといたします。

(3) 2025年3月1日を含む変更前の選択供給条件3（契約期間）(2)による

契約期間の満了の日が2025年3月の検針日等から2025年3月30日までに含まれるお客さまが、標準供給条件40（需給契約の変更）により2025年3月の検針日等の翌日から契約期間満了の日までに新たに契約期間を定めた場合

(2)に準ずるものといたします。

(4) 2025年3月1日を含む変更前の選択供給条件3（契約期間）(2)による契約期間の満了の日が2025年3月31日から2025年4月29日までに含まれるお客さまが、標準供給条件40（需給契約の変更）により2025年3月の検針日等の翌日から2025年3月31日までに新たに契約期間を定めた場合

(2)に準ずるものといたします。

(5) (1), (2), (3)および(4)以外のお客さま

イ 基本料金および電力量料金の料金率は、2024年4月1日実施の負荷率別契約料金表に定めるB表を適用いたします。

ロ 燃料費調整および市場価格調整の取扱いは、標準供給条件において別に定める2024年4月1日実施の料金表【燃料費調整】および【市場価格調整】によるものといたします。

別 表

(料金適用上の電力量区分)

料金適用上の電力量区分は、次のとおりといたします。

なお、日割計算対象日数は、電力量区分を区分すべき期間の日数といたします。

1 電力量区分

1 段料金適用電力量 = A

$$A = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 100 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、1 段料金適用電力量とは、算定対象基準電力 1 キロワット当たり
の使用時間数が最初の 100 時間までの 1 キロワット時当たりの電力量料
金が適用される電力量をいいます。

2 段料金適用電力量 = B - A

$$B = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 200 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、2 段料金適用電力量とは、算定対象基準電力 1 キロワット当たり
の使用時間数が 100 時間をこえ 200 時間までの 1 キロワット時当たりの電
力量料金が適用される電力量をいいます。

3 段料金適用電力量 = C - B

$$C = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 300 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、3 段料金適用電力量とは、算定対象基準電力 1 キロワット当たり
の使用時間数が 200 時間をこえ 300 時間までの 1 キロワット時当たりの電
力量料金が適用される電力量をいいます。

4 段料金適用電力量 = D - C

$$D = \text{算定対象基準電力(キロワット)} \times 400 \text{時間} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、4段料金適用電力量とは、算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数が300時間をこえ400時間までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

2 端 数 処 理

1（電力量区分）によって算定された1段料金適用電力量、2段料金適用電力量、3段料金適用電力量および4段料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

3 検針期間の日数の取扱い

標準供給条件23（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。